

基本目標Ⅳ 生涯を通じた健康で安定した生活の確保

男女共同参画に関する国内外の主な動き

生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことができるよう、様々な健康問題を社会全体で総合的に支援していく必要があります。

国では、毎年3月1日から8日の「女性の健康週間」に各種の啓発事業や行事等を実施しています。保健所や市町村保健センター等では、女性の健康をめぐる相談業務や人生の段階に応じた健康教育等を実施しています。

学校では健康診断や健康教育の実施とともに、地域保健との連携により、児童生徒の心身の健康相談等にも取り組んでいます。

成人期、高齢期等における女性の健康づくりには、子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策に取り組むとともに、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツの振興も推進していく必要があります。

ひとり親家庭に対しては、保育所の優先入所や日常生活支援等の子育て・生活支援策、就業に必要な資格・技能習得のための職業訓練、講習会の実施等の就業支援策、児童扶養手当や医療費助成等の経済的支援策といった自立支援策が総合的に展開されています。

さらなる自立支援策として、母子家庭に対しては、看護師等の資格取得のための養成機関に修業する間の生活費の負担を軽減する高等技能訓練促進費や母子寡婦福祉貸付金の制度の拡充が図られています。

また、平成22(2010)年8月から新たに、父子家庭も児童扶養手当支給の対象とするなど、世帯の実情に応じた自立支援策が進められています。

一方、障害の有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現するため、障害のある人の自立した生活の支援のための取組が進められていますが、内閣府では「障害者週間」を中心として、共生社会や障害のある人への差別禁止、権利条約をテーマにしたシンポジウムを開催するなど、啓発・広報活動を推進しています。

平成21(2009)年12月に国は「障がい者制度改革推進本部」を内閣に設置するなど、「障害者権利条約(仮称)」の締結に必要な国内法の整備をはじめ、障害のある人に係る制度の集中的な改革の議論が始まりました。

高齢者の社会参加については、国が平成13(2001)年に策定した「高齢社会対策大綱」に沿って、関係行政機関との連携により高齢者の生きがい・健康づくりの推進や老人クラブの活動への支援等、様々な施策を推進しています。

また、高齢者の短期的又は軽易な就業希望に対しては、シルバー人材センター¹⁴による、地域の日常生活に密着した仕事の提供、就業機会の確保が図られています。

高齢者の雇用対策については、65歳までの段階的な定年の引上げや継続雇用等による高齢者雇用確保措置の着実な実施のほか、事業主への指導や支援に取り組んでいます。

平成19(2007)年10月に雇用対策法が改正され、労働者の募集・採用における年齢制限

¹⁴シルバー人材センター:「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」昭和46(1971)年施行。平成16(2004)年12月、平成18(2006)年4月改正。)に基づいて、市区町村単位に設置された公益法人のこと。定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業(特別な知識、技能を必要とする就業)」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献するもの。会員はその市区町村在住で60歳以上の健康で働く意欲のある者。

が原則として禁止され、事業者等による制度の確実な順守が求められているところです。

＜基本目標＞Ⅳ 生涯を通じた健康で安定した生活の確保

〔基本方針〕Ⅳ－１ 生涯を通じた健康の保持・増進

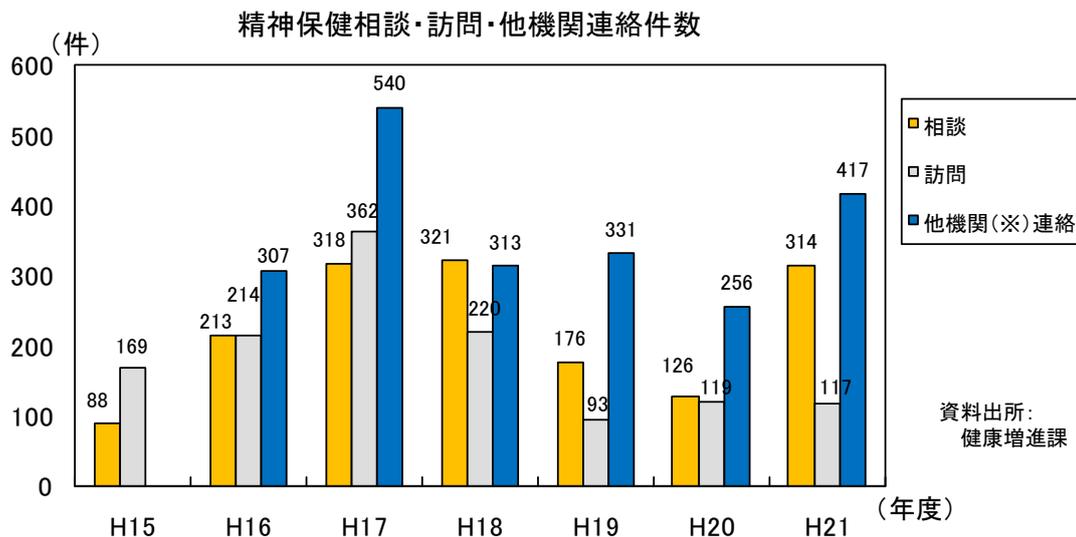
現状と課題

○生涯を通じた心身の健康支援

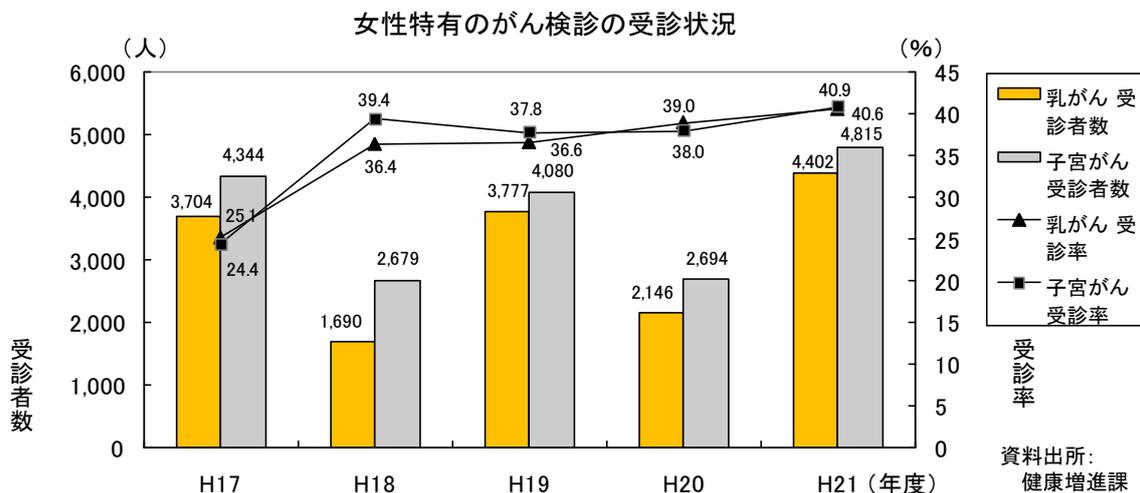
- ・ 男女が共に長寿社会を心豊かに安心して生活し、社会参画をしていくためには、健康であることが重要です。また、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会の実現に向けて欠かせません。
- ・ 市民一人ひとりが、心身及びその健康について、正確な知識・情報を得ることができ、健康状態に応じた適切な自己管理により、健康の保持増進ができるように支援していく必要があります。
- ・ 本市の男女別、死因別の死亡率を県標準値と比較すると、男性の心疾患の死亡率は県標準値を100とした場合、114.4と特に高く、男性の健康管理が重要となっています。（静岡県市町別健康指標 2002年-2006年）
- ・ 恒常的な長時間労働や非正規雇用の増加などの雇用状態への不安などから、ストレスを抱える人は増加傾向にあります。特に男性は仕事中心の生活により、心身の健康を害する人が少なくありません。
- ・ 本市の調査では外的抑圧によるストレス障害（不眠、拒食、出社拒否など）を身近に経験した人の割合は男女の合計で25.7%でした（平成21年度市民意識調査）。
- ・ 精神保健に関する相談件数は平成16年度より急増し、内容が複雑なケースも増えているため、専門医による相談を行っている県機関等との連携を強化した対策が課題となっています。

○生涯を通じた女性の健康支援

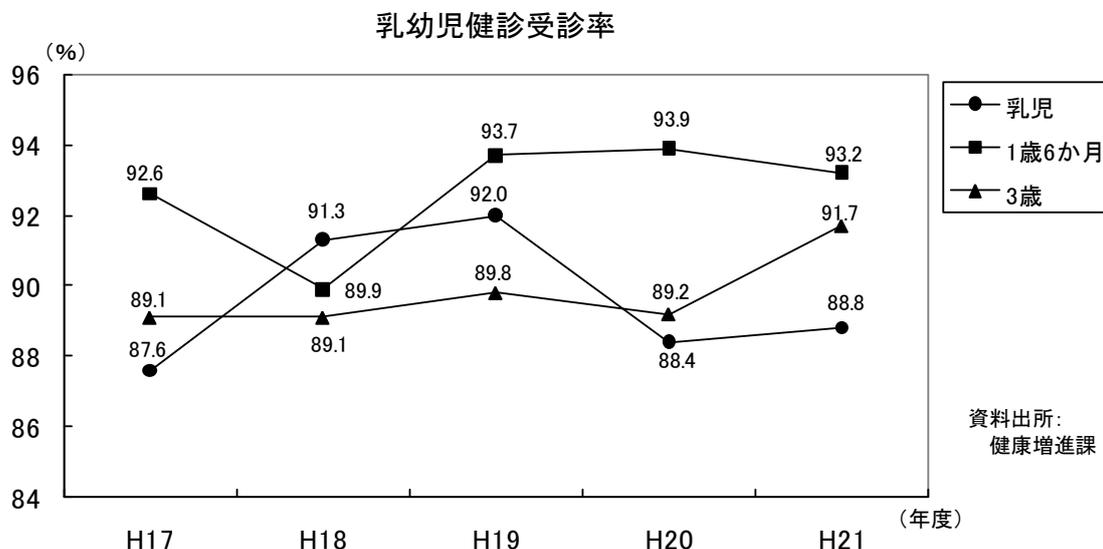
- ・ 女性は妊娠、出産や更年期障害、女性特有のがん発病等により、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することによって、社会参画が妨げられている場合が多くあります。
- ・ 女性のがん罹患率の第1位であり年々増加傾向にある乳がんや、発症年齢の低年齢化が指摘されている子宮がんは早期発見が重要ですが、検診の受診率は欧米諸国と比較し、低い状況にあるため、受診の必要性について広く周知していく必要があります。
- ・ 母親が育児不安を一人で抱え、児童虐待へとつながるケースを防ぐためにも、安心して子どもを産み育てるための、妊産婦、乳幼児に対する健康診査、相談・指導体制の充実が必要です。



※他機関… 保健所、警察、医療機関など。



※H17年度から隔年受診となったため受診率は当該年度と前年度の受診者数を合算し算出。
受診対象者数は「国保加入者数×9割」で算出(職場での受診者を1割として対象から除外)。



目標（指標）

指標 No.	指標名	現状値 (H21)	目標値 (前期 H27)	目標値 (後期 H32)	指標の説明
15	1歳6ヵ月児健診受診率 (%)	93.1	95	97	1歳6ヵ月児健診受診率
16	①乳がん、②子宮がん検診受診率 (%)	①40.6 ②40.9	① 45 ② 45	①50 ②50	乳がん、子宮がん検診の受診率

施策の方向

(1) 生涯を通じた心身の健康支援

女性と男性では、身体的特徴に大きな違いがあることから、男女がそれぞれの特徴を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことが男女共同参画社会の形成に必要です。そこで、男女がそれぞれの特性や健康状態に応じて的確に自己管理を行うための健康教育の実施や相談体制の確立を推進します。

施策 No.	具体的施策	施策の内容	主要事業(新規事業☆)	担当課
1	心の健康を守るための意識啓発・相談等の充実	精神的ストレスや心の問題を解決し安定した生活が送れるように、講座の開催等により、心の健康、精神保健に関する意識啓発に努めます。また、精神保健福祉士 ¹⁷ による相談も含めた市の相談体制の整備や県機関等との連携強化を図るとともに、心身の悩みによる自殺予防のための普及啓発を実施します。	精神保健に関する相談 精神保健・心の健康づくりに関する正しい意識の啓発 自殺予防普及啓発事業☆	健康増進課
2	地域での健康づくり活動の支援	地域保健委員等の関係団体と協力し、健診・栄養・運動を柱とした生涯を通じた健康づくりを地域全体で推進します。また、地域で保健活動を行う組織の支援を行います。	地域健康づくり推進事業 地区組織活動等支援事業	健康増進課

¹⁷精神保健福祉士：平成 9(1997)年成立の精神保健福祉法によって定められた国家資格。心の病を負ったことにより、様々な障害を抱えた人々に対して、生活問題や社会問題の解決のための援助や社会参加に向けての支援を行う。

3	食育の推進による健康支援	性別にかかわらず家族が共に食に関する知識を深め、食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践するため、各種食育事業により、様々な体験を通して健康増進及び生活習慣病予防のための知識と実践方法を学べるように支援します。	食育推進事業☆	食育推進室
4	性別・年齢に応じた健康診査の充実及び予防接種の推進	疾病予防と早期発見により市民の健康の保持増進を図るために、各種健康診査等の受診者の拡大に努めるとともに、感染症の発生と蔓延を防止するために各種予防接種を推進します。	各種健康診査事業 各種予防接種事業	健康増進課
5	性別・年齢に応じた相談・指導等の機会の充実	市民一人ひとりが人生の段階に応じた健康管理ができるように、健康に関する正しい知識の普及を図り、生活習慣病やメタボ予防・改善、健康増進を図ります。また、各種教室により、運動機能の低下予防や日常生活の自立及び社会参加を促すための訓練や仲間づくりを支援します。	健康・栄養相談事業 訪問指導事業 機能訓練教室 健康教育事業	健康増進課
6	健康の維持増進につながるスポーツレクリエーション活動の充実	生涯を通じて心身の健康の維持増進を図るため、子どもから高齢者まで誰もが楽しめるスポーツ機会の提供と環境づくりに努めます。	総合型地域スポーツクラブ ²⁰ の設置促進☆ 市民体育館・温水プール 体力づくり 学校体育施設開放事業 各種スポーツレクリエーション大会	スポーツ振興課

²⁰総合型地域スポーツクラブ:学校体育施設や地域のスポーツ施設を拠点に、地域住民が主体的に運営し、だれもが年齢・興味・関心、体力、技術・技能レベルなどに応じて、質の高い指導者のもとで多種目にわたりスポーツ活動が行えるクラブのこと。

(2) 生涯を通じた女性の健康支援

妊娠・出産や更年期障害、女性特有のがん発病等により、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面する女性の健康について、社会や家庭において男女が共に認識を高めるよう啓発します。また、がん予防のための検診体制を充実するとともに、女性の各年齢に応じた健康に関する相談教育の強化や妊娠から出産、育児まで一貫した母子保健サービスの充実に努め、人生の段階に応じた課題に対応するための体制を構築することにより、女性が心身健康で社会参画できるよう支援します。

施策 No.	具体的施策	施策の内容	主要事業(新規事業☆)	担当課
1	性と生殖に関する自己決定権の尊重の意識啓発	女性が自分の性と生殖について自己決定権をもつという認識と理解を男女が共に持つことにより、女性が生涯を通じて自らの意思や希望により生き方を選択し、心身共に健康で過ごせるよう、その意味と意義について啓発します。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する女性の健康と権利)の意識の啓発	健康増進課 政策企画課
2	女性特有のがん検診の推進	健診無料クーポン券導入やがん検診受診の必要性の啓発、また、子宮頸がん予防ワクチン全額公費補助により、がん予防を推進します。	女性特有のがん検診の推進☆ 子宮頸がん予防ワクチン接種の推進☆	健康増進課
3	妊産婦、乳幼児に対する健康診査の充実及び予防接種の推進	妊産婦の健康及び乳幼児の健全育成を図るため、発達段階に応じた各種健康診査の実施及び各種予防接種を行います。	各種健康診査事業 各種予防接種事業	健康増進課
4	思春期から高齢期まで生涯を通じた健康相談・教育体制の充実	人生の各段階における健康に関する悩みや不安を解消する機会の充実に努めるとともに、生涯を通じて、自らの健康に留意し、疾病予防に取り組めるよう正しい知識の普及と相談機会の充実を図ります。	妊婦・乳幼児の健康相談・健康教育 妊産婦・新生児等への家庭訪問指導 妊婦・乳幼児の健康講座 各年齢に応じた健康相談・健康教育☆ 不妊治療費助成事業☆	健康増進課

【基本方針】Ⅳ-2 家庭生活の安定と福祉の充実

現状と課題

○ひとり親家庭への支援策の充実

- ・ 本市のひとり親家庭は年々増加傾向にあります。ひとり親家庭は一人で生計維持と家事、育児を担うことにより、経済的、精神的な不安を抱えている場合が多く、母子家庭では雇用・就業に関する男女の格差による経済的自立の困難、また、父子家庭では固定的役割分担意識や仕事と生活の調和が確立されていない現状により地域で孤立するなど社会生活上の困難に併せ、非正規雇用の増加など雇用・就業構造の変化の影響を受け、経済的な困難に陥る可能性もあります。
- ・ 安心して親子が生活し、家族の男女が共に社会参画できる環境づくりに向けて、経済的自立の促進と生活の安定を図るための支援施策が必要です。

○障害のある人への支援策の充実

- ・ 平成 21 年度市民意識調査によると、男女共同参画推進に関する市の施策 12 項目のうち、「高齢者・障害者施策の充実」を重要と感じる人の割合は 72.7%と最も高い結果となりましたが、現状の施策では不満であると感じる人の割合は 25.3%と最も多かったため、今後、高齢者・障害者施策の充実を図る必要があります。
- ・ 障害のある人の介助を家族、特に女性のみが抱えるものとしないう、人生の段階に応じた相談や支援が必要であるとともに、障害のある人に対する社会の理解促進を含め、社会参加や就労を支援するための総合的な施策が必要となっています。

○高齢者への支援策の充実

- ・ 核家族化、高齢化の進行により、本市における高齢者のみの世帯は年々増加しています。
- ・ 高齢者に対しては、社会を支える重要な一員として、豊富な知識や技術、豊かな経験を生かす機会づくりなど、ニーズに合った生きがいづくりや社会参加のための支援施策が求められています。また、介護予防の推進や要介護者を社会で支える体制を整え、高齢者とその家族が安心して暮らし、家族の男女が共に社会参画できる環境づくりが必要となっています。

○相談体制の充実

- ・ 本市における相談受付件数は年々増加傾向にあるため、あらゆる家庭における問題解決のために、身近に利用できる相談窓口や機会を充実させることにより、男女が共に社会参画できる環境を整えることが必要です。

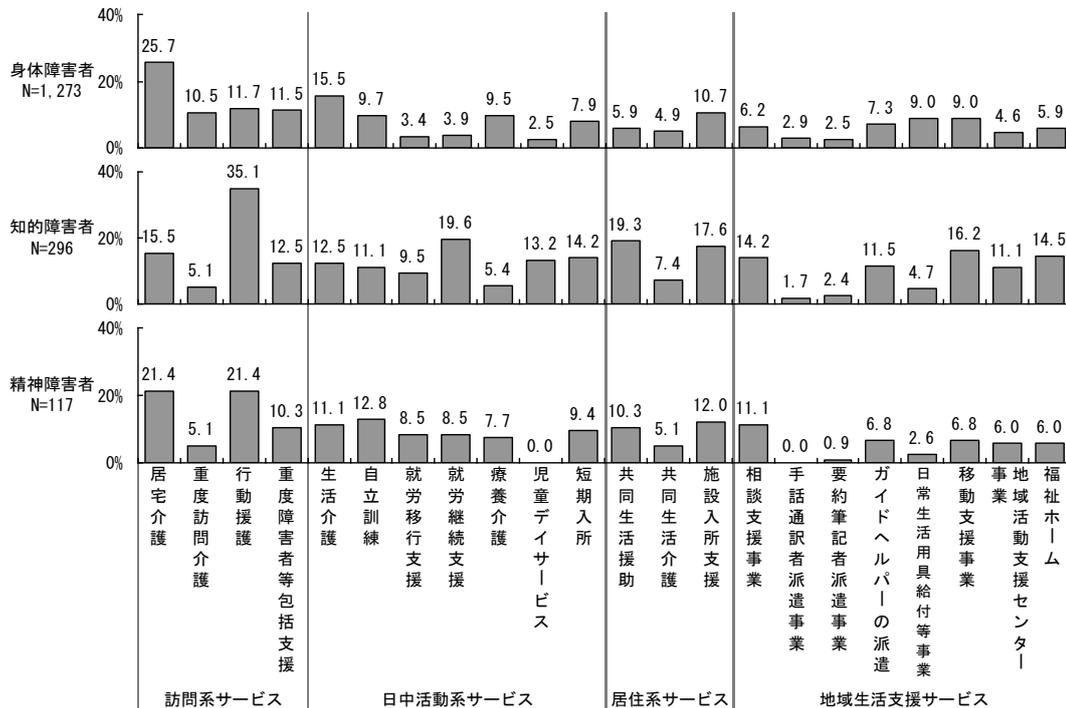
ひとり親家庭の世帯数の推移

単位：世帯

年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度
母子世帯	461	532	603
父子世帯	80	76	79
世帯数合計	541	608	682

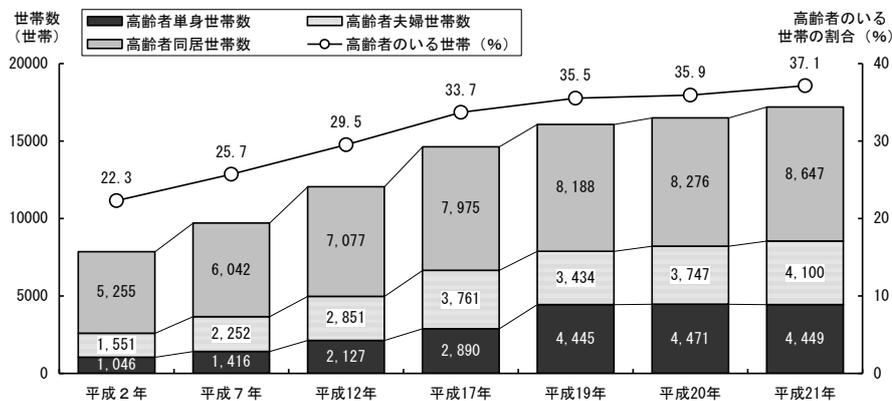
資料出所：国勢調査

障害者自立支援法において充実を望むサービス（複数回答可）



資料出所：第2期障害者計画策定に係るアンケート調査(H18)

高齢者世帯数の推移（65歳以上の高齢者がいる世帯）



資料出所：三島市地域福祉計画

目標（指標）

指標 No.	指標名	現状値 (H21)	目標値 (前期 H27)	目標値 (後期 H32)	指標の説明
17	障害のある人への理解度 (%)	65.9	70	73	市民意識調査で、障害者（児）施策を「重要」、「やや重要」と答えた人の割合
18	高齢者福祉・介護保険サービス・生きがいづくりの満足度 (%)	14.7	17	20	市民意識調査で、当該施策を「満足」、「やや満足」と答えた人の割合

施策の方向

(1) ひとり親家庭への支援策の充実

ひとり親家庭においては一人で生計維持と家事、育児を担わなければならないため、勤務時間や勤務地に制約がかかり、雇用面で不利な立場に立たされたり、非正規雇用に就きやすいなどの問題が生じています。また、職業能力を身に付ける機会にも恵まれず、そのことが就業困難な状況を作り出しています。男女共同参画社会の実現のためには、雇用・就業上の男女格差により経済的自立の困難に陥りやすい母子家庭や、社会生活上の困難に併せ、雇用・就業構造の変化の影響を受け、経済的な困難を抱える可能性のある父子家庭の経済的自立の促進と生活の安定を図り、家族の男女が共に社会参画できる環境づくりが必要です。そのため、諸手当の支給及び就職や自立につながる資格取得のための教育訓練費の助成等の支援施策の充実に努めます。

施策 No.	具体的施策	施策の内容	主要事業(新規事業☆)	担当課
1	ひとり親家庭への自立支援	男女を問わず、ひとり親家庭の経済的自立の促進と生活の安定を図るため、子育て・生活支援、経済的支援、就業支援等の支援施策を充実します。	児童扶養手当 母子世帯等医療費助成 母子世帯自立支援教育訓練給付金 高等技能訓練促進事業補助金☆ 事業主に対する優遇制度の周知☆	子育て支援課 商工観光課

(2) 障害のある人への支援策の充実

障害のある男女それぞれのニーズへの対応に配慮し、障害のある男女に対するサービスの整備、社会生活を送る上で直面する障壁等の除去に向けて、障害のある人の介助を男女が共に担うことを含め、障害のある人とその家族が、地域で自立し、安心して生活するための生活基盤の整備や就労、社会参加を促進するための各種施策の充実に努めます。

施策 No.	具体的施策	施策の内容	主要事業(新規事業☆)	担当課
1	障害のある人への自立支援	障害のある人に対するサービスの整備、社会生活を送る上で直面する物理的な障壁、文化・情報面や意識上の障壁等の除去により、自立を促進します。また、近隣市町との連携により、障害者生活支援事業を広域事業として行うことにより、各市町の社会資源の活用、事業推進を図るためのネットワークを創ります。	障害者生活支援事業☆ 施設整備 在宅障害者支援事業	障害福祉課
2	障害児の療育、相談支援	障害のある乳幼児、就学前の児童とその保護者を対象に相談・指導を実施し、保護者が交流を通じて情報交換を行う機会を提供するとともに社会参加と自立を促進します。	障害児親子教室事業(たんぼぼ教室)	子育て支援課
3	障害のある人の雇用・就業の促進	雇用・就業に関する相談活動のほか、事業所訪問により雇用先の確保、障害者雇用の理解促進に努めるとともに、法定雇用率 ³² 遵守の啓発を行います。また、公共職業安定所等と連携して雇用を促進するための学習機会の提供に努めます。	雇用相談員の設置	障害福祉課
			雇用促進セミナー	商工観光課

³²法定雇用率:障害のある人の雇用の場を確保するために、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和 35 (1960)年施行)に基づき、民間企業、国、地方公共団体に対して、障害のある人の雇用について、義務付けられた割合。一般の民間企業で 1.8%、国、地方公共団体で 2.1%等。

(3) 高齢者への支援策の充実

高齢者が豊かで活力ある生活を営むためには、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見をなくし、高齢者を他の世代とともに、自立し誇りを持って社会を支える一員としてとらえる必要があります。また、高齢者が自立し安心して暮らせる社会の実現には、男女の生活実態、意識、身体機能等の性差に基づく違いに配慮したきめ細かな自立支援策の実施が必要です。そこで、男女が共に生涯を通じて心豊かに安心して生活するために、高齢者の豊富な知識や技術、経験を生かす機会の提供など、ニーズに合った生きがいづくりや社会参加のための支援施策の充実に努めるとともに、介護予防や要介護者を社会で支える体制を整え、高齢者とその家族が安心して暮らし、家族の男女が共に社会参画できる環境づくりに努めます。

施策 No.	具体的施策	施策の内容	主要事業(新規事業☆)	担当課
1	高齢者の社会活動・学習活動への参加促進	生きがいづくりや健康のために高齢者に社会活動・学習活動の機会や就労の場の提供に努め、社会参加を促進します。	老人クラブの育成 寿大学 ⁹ シルバー人材センター事業(高齢者いきがいセンターの活用)	長寿介護課
2	高齢者の自立支援・介護予防のためのサービスの充実	高齢者ができる限り要介護状態にならず、自立した生活が継続できるよう、福祉及び介護予防サービスを実施します。	高齢者福祉サービス 介護予防事業☆ 生きがいデイ教室 ¹ 事業	長寿介護課
			地域包括支援センター ²⁶ 事業☆ ケアマネジャー ⁸ 支援	地域包括支援室
3	地域福祉サービス事業の周知・啓発	日常生活で介助や援助を必要としている高齢者や障害のある人に対して、社会福祉協議会が市民の参加と協力により実施する在宅サービスの周知・啓発を図ります。	地域福祉サービス事業の周知・啓発	福祉総務課

⁹寿大学: 高齢者の生きがいづくり、ふれあいと親睦を図ることを目的に、市の委託を受け三島市老人クラブ連合会が運営、年間10回程度を開催している。内容は、健康、歴史、環境、食育、交通安全、など多岐にわたる。

¹生きがいデイ教室: 介護を必要としない高齢者(おおむね60歳以上の者をいう。以下同じ。)が、心身の健康保持及び教養の向上を図ることにより介護を必要とする状態となることを予防するとともに、高齢者の社会的孤独感を解消し、生きがいと社会参加の促進のために、学校の余裕教室等を利用して、市内6か所に開設している。

²⁶地域包括支援センター: 地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健・医療の向上、福祉の増進を包括的に支援する中心的機関。

⁸ケアマネジャー: 介護保険法に基づいて定められたケアマネジメントの専門職。要介護認定等を受けた方が適切な介護サービスを受け、自立した生活を送ることができるよう、ケアプランを作成し市町村・事業者・施設間の連絡調整をする。

(4) 相談体制の充実

あらゆる家庭において、男女が直面する様々な問題を解決し、安心して社会生活を送るために、身近に利用できる相談窓口や機会の充実に努めることにより、男女が共に社会参画できる環境を整えます。

施策 No.	具体的施策	施策の内容	主要事業	担当課
1	相談体制の充実	日常生活における悩みや課題の複雑化・多様化に対応した、各種相談窓口の充実及び周知・啓発を図ります。また、関係機関が連携して、適切な相談・支援のできる体制整備に努めます。	一般相談（常時） 消費生活相談（常時） 相続・登記相談（月 2 回） 市民法律相談（月 4 回） 行政相談（月 1 回）	市民相談室
			家庭児童相談（常時） DV被害者の相談・支援（常時） （再掲）	子育て支援課
			心配ごと相談（社会福祉協議会実施、週 1 回）の周知・啓発 人権相談（月 1 回）の周知・啓発	福祉総務課
			介護相談員派遣事業（月 1 回）	長寿介護課
			地域包括支援センター事業（常時）（再掲）☆	地域包括支援室
			青少年相談（常時）	生涯学習課

